

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月22日（平成30年（行情）諮問第116号）

答申日：平成30年4月17日（平成30年度（行情）答申第12号）

事件名：岡山労働局管内の労災保険不支給決定が取り消された事件の記録の不
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「岡山労働局管内で発生した労災保険請求のうち、労基署長の労災保険不支給決定が、「審査」「再審査」「行政訴訟」で取り消された事件の記録すべて。」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、岡山労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年11月22日付け岡労発総1122第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

手数料未払いでの不開示決定には納得がいかない。

（手数料がポツタクリなのに見直しもせず、かつ、お金が今ないので待ってくれと言っているにもかかわらず不開示決定としたこと。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 理由

（1）本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成29年11月2日付けで、審査請求人が「岡山労働局管内で発生した労災保険請求のうち、労基署長の労災保険不支給決定が、「審査」「再審査」「行政訴訟」で取り消された事件の記録のすべて。」についての開示を求めたものである。

イ 処分庁は、開示請求手数料分の収入印紙の提出がなかったことから、

平成29年11月6日付けで、同月20日を期限として補正を求めた。ウ しかしながら、期限までに、審査請求人から開示請求手数料が納付されなかったため、形式上の不備がある開示請求として、同月22日付けで原処分が行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 開示請求に係る手数料について

本件審査請求に係る開示請求は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）3条1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を利用して行われたものであることから、開示請求手数料については、法16条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）13条1項1号の規定により、行政文書一件につき、200円となる。

処分庁は、開示請求内容から該当する行政文書の件数を30件と特定し、これに係る開示請求手数料6,000円（200円×30件）分の収入印紙を提出するよう、審査請求人に求めたものである。

イ 補正の手続について

法4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。形式上の不備については、法4条1項の記載事項が記載されていない場合のほか、開示請求手数料を納付していない場合もこれに当たると解される。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、審査請求人に対して、約2週間の回答期限を設け、開示請求手数料分の収入印紙を提出するよう求めたが、期限までに提出がなかったものであり、形式上の不備が補正されなかったことは明らかである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、開示請求手数料の納付がなかったものであり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「岡山労働局管内で発生した労災保険請求のうち、労基署長の労災保険不支給決定が、「審査」「再審査」「行政訴訟」で取り消された事件の記録すべて。」（本件対象文書）の開示を求めるものである。処分庁は、開示請求手数料分の収入印紙の提出がなかったことから、平成29年11月6日付けで、同月20日を期限として補正を求めたところ、期限までに、審査請求人から開示請求手数料が納付されなかったため、同月22日付けで原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件開示請求手数料の未納について

ア 電子申請システムによる都道府県労働局への行政文書の開示請求について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

電子申請システムによる都道府県労働局への行政文書の開示請求は、申請の受付のみをオンラインで行い、その後は書面による開示請求と同様の流れとなる。開示請求手数料の納付はオンラインでは取り扱えないことから、都道府県労働局は、開示請求書受付後に、補正手続により徴することとしている。そのため、処分庁は、平成29年11月6日付けで、同月20日を期限として補正を求めたところ、期限までに、審査請求人から開示請求手数料が納付されなかった。

イ 当審査会において、審査請求人の行政文書開示請求書を確認したところ、審査請求人から納付された収入印紙が貼付されているとは認められない。また、審査請求人は収入印紙を納付した旨を主張していない。したがって、審査請求人から処分庁に、開示請求手数料を納付したとは認められない。

(2) 本件開示請求の補正の求めについて

ア 当審査会において、諮問書に添付された審査請求人に対し補正を求めた文書の内容を確認したところ、以下のとおりであった。

処分庁は、平成29年11月6日付けの文書において、開示請求書で請求する「岡山労働局管内で発生した労災保険請求のうち、労基署長の労災保険不支給決定が、「審査」「再審査」「行政訴訟」で取り消された事件の記録すべて。」の開示請求件数は30件となり、開示請求手数料6,000円(200円×30件)の収入印紙が必要であり、同月20日までに開示請求手数料分の収入印紙の提出を求めている。

また、当該文書では、期限までに手数料分の収入印紙が提出されない場合は、手数料未納のため、不開示となる旨を記載している。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 処分庁は、期限までに審査請求人から補正が行われなかったため、平成29年11月22日付けで原処分を行った。

(イ) 審査請求人は、審査請求書において、「手数料未払いでの不開示決定には納得がいかない。(手数料がポッタクリなのに見直しもせず、かつ、お金が今ないので待ってくれと言っているにもかかわらず不開示決定としたこと。)」と主張することから、諮問庁が改めて処分庁に確認したところ、本件開示請求に関して、審査請求人が主張するようなやり取りは行われていないとのことであった。

(ウ) 以上のとおり、原処分は、このような求補正の手続を経て行われたものであり、法4条2項の規定に照らしても、その手続に不適切な点は認められない。

ウ 上記ア及びイを踏まえ、検討する。

処分庁が審査請求人に対して行った形式上の不備に係る補正の求めは、開示請求手数料の納付を求めるものであり、処分庁の定めた補正期間も不当に短いものとは認められず、処分庁の求補正は、法4条2項の規定の趣旨に照らして相当であると認められる。

(3) 形式上の不備について

本件開示請求には、法16条1項により納付を要する開示請求手数料の未納付という形式上の不備があるところ、上記(2)のとおり、処分庁による相当な期間を定めた求補正によっても、その不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として、原処分を行ったことは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子